

最優秀答案（64点）

回答者 T.M

第1 設問1

1 Cは、Bに対して、不法行為に基づく損害賠償請求（709条）を、A社に対して使用者責任に基づく損害賠償請求（715条1項本文）をすることが考えられる。

では、かかる請求は認められるか。以下、検討する。

2 Bに対する請求について

(1) まず、「過失」とは、予見可能性に基づく注意義務違反をいう。

本件において、Bは本件車を運転する者であり、自動車運転者は、信号の表示に従って走行する義務を負っている。にもかかわらず、Bは前方不注意による赤信号の見落としをしていることから、上記義務違反が認められる。

よって、Bには「過失」が認められる。

(2) そして、Bはかかる過失により、Cの身体の安全という「他人の・・・法律上保護される利益を侵害」している。

他方、Cは、頸部挫傷及び頸椎椎間板ヘルニアという1ヵ月の入院加療が必要な「損害」を被っており、これは、Bの過失に起因する本件事故によるものであるから、相当因果関係も認められる。

(3) よって、Bに対する請求は認められる。

3 A社に対する請求について

(1) まず、A社は、自動車の販売等という「事業のために他人を使用する」会社である。

そして、A社の正社員という地位を有するBは、「被用者」にあたり、前述のようにBは、Cに対して不法行為責任を負う。

(2)アでは、Bは「事業の執行」についてBに損害を加えたといえるか。本件事故が、Bの帰宅中に発生したものであることから問題となる。

イ 715条1項の制度趣旨は、使用者は被用者の労力によって利益を得ていることから、それによって生じた損害も負担するべきであるという報償責任の原理に基づくものである。

また、被害者救済の観点からも、使用者に請求できる方が、その保護に資する。

そこで、「事業の執行」とは当該事業そのものだけでなく、外観から観察してあたかも、その事業の範囲内にあると認められるものも含むと解する。

もっとも、事業の範囲外であることについて被害者が悪意重過失の場合は、被害者を保護する必要が認められないことから「事業の執行」にはあたらないと解する。

ウ 本件についてみると、確かに、Bは職務時間外に私用というA社において禁止された目的のために本件車を無断で利用している。

しかし、本件車はA社所有のものであり、Bは販売契約締結業務というA社所有の自動車を運転して業務に当たること認められた地位にある者である。とすれば、Bが本件車を運転することは、外観上は、A社の業務に従事しているものといえる。

エ よって、本件は外観から観察してあたかもその事業の範囲内にあると認められるものといえることから、「事業の執行」にあたる。

(3) もっともA社では、本件車の使用は上司の許可を得なければならず、車の鍵は上司の机の上に置かれ箱の中に保管されていたことから、A社は「事業の監督について相当の注意をした」(715条1項、ただし書)とも思える。

しかし、厳格に制度運用するのであれば、担当社員が鍵の保管場所を知っていたのであるから、無断で持ち出せないよう箱に鍵をかけるべきであったといえる。にもかかわらず、A社では、箱に鍵がかけられていなかったのであるから、A社は「事業の監督について相当の注意」をしたとはいえない。

(4) よって、A社に対する請求も認められる。

第2 設問2

1 Cは、本件事故により頸椎板ヘルニアの診断を受けているが、これは事故前から発症していたものであるから、これについて、過失相殺(722条2項)がなされ、賠償額が減額されないか。いわゆる身体的素因について、過失相殺が認められるかが問題となる。

2(1) この点、身体的素因は「過失」ではないことから、直接適用することは認められない。しかし、身体的素因により損害が拡大した場合、損害の公平な分担という過失相殺の制度趣旨が妥当することから、722条2項が類推適用されると解する。

もともと、身体的素因は、個人によって異なるものであることが当然に予定されているものであるから、全てにおいて過失相殺の対象とすることは妥当ではない。

そこで、身体的素因であってもそれが疾患にあたるのでなければ、過失相殺することは許されないと解する。

(2) 確かに、Cは5年前に頸椎板ヘルニアであるとの診断を受けており、当時の年齢である37歳では、異常所見の割合も25%と低いことから、疾患にあたるとも思える。

しかし、Cは保存的治療により痛みがなくなったことから、治療を修了し、その後の日常生活に支障を来たすようなことはなくなっており、周辺の部位についても異常を訴えることはしていなかった。

とすれば、Cの頸椎板ヘルニアは本件事故が原因で再発したものであり、疾患にはあたらないというべきである。

3 よって、疾患にはあたらないことから、過失相殺は許されず、Cの賠償額は、減額されない。

以 上